

認定こども園・へき地保育所 新規入園案内

令和2年度の町内認定こども園等の新規入園申込を下記のとおり受け付けます。
新規に入園を希望されるお子さんの保護者の方は、指定の申請用紙に必要書類を添えて、申込期間内に提出してください。



【申込期間】

11月1日(木)～11月29日(金) 午前8時30分～午後5時15分
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

※ 仕事等の都合上どうしても上記時間内に提出できない場合は、こども未来課までご相談ください。

【申請用紙】

串本町内各認定こども園、へき地保育所、串本町役場本庁舎(こども未来課)、串本町役場分庁舎(住民課)に用意しています。

【対象児童】

認定こども園・へき地保育所を利用するにあたり、その利用形態に応じた区分の「支給認定」を受ける必要があります。対象となる子どもは、いずれも小学校就学前です。

認定区分	対象者(利用形態)
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで、認定こども園、へき地保育所での教育を希望する場合
2号認定 (保育認定・満3歳以上)	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由(※)」に該当し、認定こども園またはへき地保育所での保育を希望する場合
3号認定 (保育認定・満3歳未満)	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由(※)」に該当し、認定こども園またはへき地保育所での保育を希望する場合

※ 2号・3号の支給を受ける場合は、保護者の「保育の必要な事由」に該当しなければなりません。
1号認定を受ける場合は、下記条件は不要です。

《保育の必要な事由》

- 1 就労 (昼間労働をすることを常態としていること)
- 2 母親の出産等 (妊娠中であるかまたは出産後間もないこと)
- 3 保護者の疾病等 (疾病、若しくは負傷、又は精神・身体に障がい有していること)
- 4 病人の看護等 (同居又は長期入院・入所している親族の介護、看護にあたっていること)
- 5 災害復旧 (火災、風水害、地震その他の災害復旧にあたっていること)
- 6 求職活動 (求職活動を継続的に行っていること)
- 7 就学等 (学校等に在籍又は職業訓練を受けていること)
- 8 DV被害等 (虐待やDV被害を受けるおそれがあること)
- 9 育児休業
(育児休業取得時に既に認定こども園等に入所している児童の継続利用が必要であること)

※母親の出産等を保育の必要な事由とした場合は、産前産後それぞれ8週間の期限付入所となります。

※求職活動を保育の必要な事由とした場合は、90日の期限付入所となります。

【保育料・副食費】

- (1) 父母（世帯）の平成31年度市町村民税所得割額の合計により決定します。
ただし、父母の課税状況により、住民票上の世帯分離の有無にかかわらず、同居する祖父母等親族の市町村民税所得割額を保育料算定に使用する場合があります。
- (2) 令和2年度保育料又は副食費のうち、4月から8月分は平成31年度の市町村民税所得割額、9月以降は令和2年度の市町村民税所得割額によって決定されますので、税額の増減で階層区分が変わる世帯は、保育料又は副食費が9月分から変更されます。

令和2年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定に用いる市町村民税	平成31年度課税					令和2年度課税						

- (3) 保育料は、認定こども園、へき地保育所で納付方法、納付先（請求者）等が異なります。また、副食費については各利用施設へ納付となります。
※令和元年10月より、3歳児～5歳児の保育料は無償化されました。
なお、世帯の所得状況により副食費の負担が発生します。
※0歳児～2歳児の保育料については非課税世帯を除き、これまでと同様に納付いただきます。
- (4) 保育料の滞納については、何ら相談もなく保育料を滞納したときは、財産の差押えをする場合もあります。
- (5) 保育料の詳細については、串本町役場こども未来課までお問い合わせください。

【その他】

求職活動理由による入所の取扱について、保護者が求職中との理由で認定こども園（2号、3号認定）を利用する際は、入園期間を90日までとし、その期間を過ぎてもなお求職活動中であり、引き続き利用を希望する場合は、再度、求職活動の申込書を提出していただいたうえで入園期間を3ヶ月延長更新することとなります。ただし、更新時期に優先順位の高い入園希望者が現れた場合は、入園期間更新は認められず、退園していただくこととなります。

【お問合せ先】

こども未来課 TEL：0735-67-7027 または認定こども園、へき地保育所

《現在認定こども園等を利用中の皆様へ》

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことに伴い、現在認定こども園等を利用しているおさまで、来年度も引き続き上記施設を利用希望される方については、『現況届 兼 施設利用申込書』を提出いただくこととなります。

11月上旬に用紙を配付いたしますので、必要事項を記入し必要書類を添付の上、認定こども園、へき地保育所、またはこども未来課に提出してください。

※町内の認定こども園等に通われている方については各施設から配付、町外の保育所に通われている方についてはこども未来課から郵送いたします。



<各園・へき地保育所の紹介>

◆認定こども園

施設名	所在地	電話番号	対象年齢 (令和2年4月1日現在)	開園時間
串本町立 くしもとこども園	串本 502 串本 508-3	62-0352 62-4887	※生後 8 ヶ月～5 歳児	7:30～19:00
串本町立 潮岬こども園	潮岬 3349-132	62-2605	3 歳児～5 歳児	7:30～19:00
社会福祉法人 杉の子会 上野山こども園	津荷 29-2	72-3571	※生後 8 週間～5 歳児	7:30～19:00

○対象年齢は、令和2年4月1日現在の年齢ですが、※印は令和2年度内にその月齢になればその月から入園可能です。(例：令和元年10月1日生まれの児童は、くしもとこども園に令和2年6月から入園できます。)

【1号認定 保育時間】

くしもとこども園（午前8時から午後3時）、潮岬こども園（午前8時から午後3時）、
上野山こども園（午前9時から午後3時）

【2号、3号認定 保育時間】 注：認定こども園2号・3号認定の方のみ

認定こども園を希望される方で2号・3号認定希望の方は、保護者の就労時間に応じ、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

保育必要量	保育の必要性	保育時間
保育標準時間	就労時間が1ヶ月あたり120時間以上 (おおむね1日6時間以上、週5日以上) の場合 ※両親ともフルタイムの共働き世帯が対象	午前7時30分から午後6時30分 ※午後6時30分以降は延長保育となります。 詳しくは各園へお問い合わせください。
保育短時間	就労時間が 1ヶ月あたり48時間以上、120時間未満 (おおむね1日4時間以上、週3日以上) の場合 ※両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯 が対象	午前8時から午後4時 ※午前7時30分から午前8時までと 午後4時以降は延長保育となります。 詳しくは各園へお問い合わせ下さい。

※特別な事情により保育標準時間の方が保育短時間を希望される場合は、こども未来課までご相談ください。

※「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、基本的に申込書等に基づき行いますので、ご希望される保育の必要量の認定がなされとは限りません。

※休職活動中、育児休業中の方については、基本的に短時間認定となります。

◆へき地保育所

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	開所時間
町立和深保育所	和深 682-2	67-0223	※2歳1ヶ月～5歳児	8:00～17:00

○和深保育所は16:00～17:00までは、延長保育となります。

※印は、令和2年度内にその月齢になればその月から入所可能です。